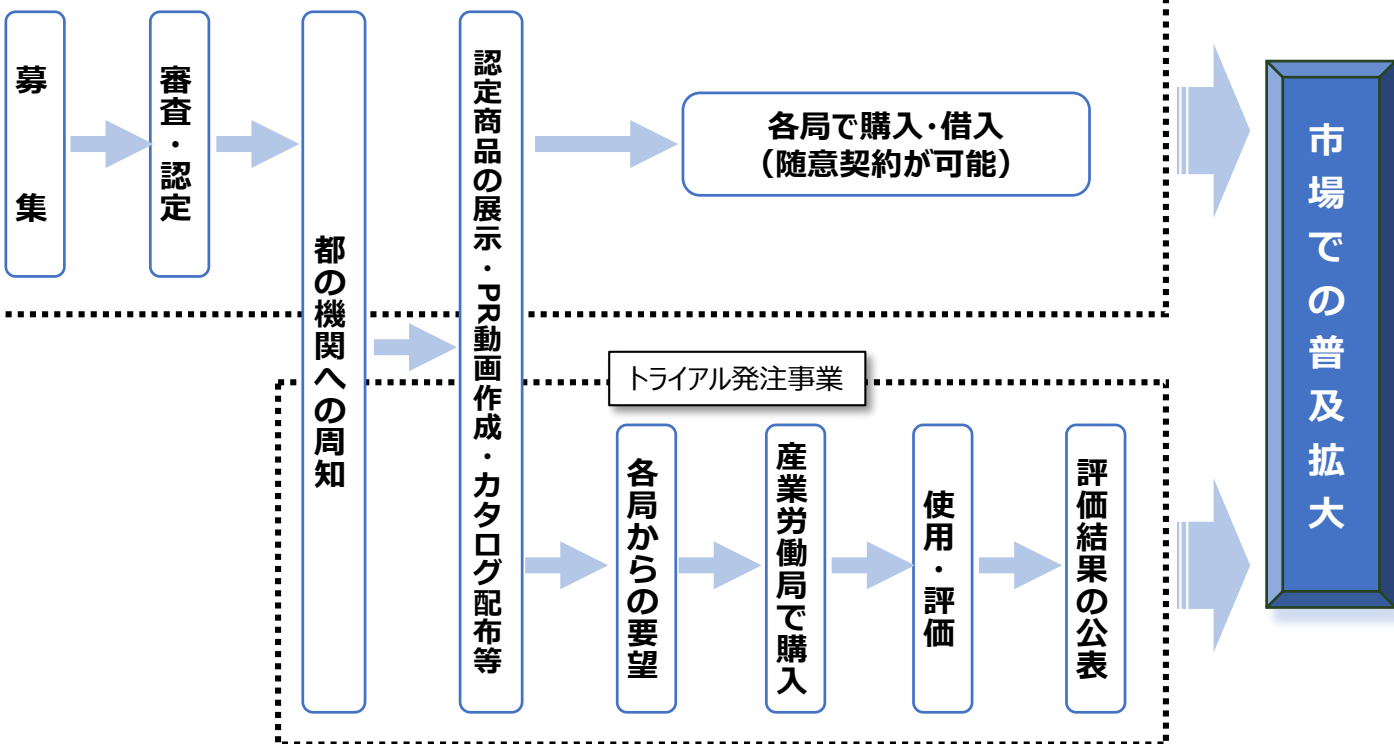


## 制度概要

### 新事業分野開拓者認定制度（東京都トライアル発注認定制度）



## 認定基準

1. 新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
2. 新商品等が、技術の高度化や生産性の向上、又は都民生活の利便の増進に寄与するものであること
3. 新商品等の生産及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
4. 新商品等が、東京都の機関において用途が見込まれること

## 認定を受けると・・・

- 東京都トライアル発注認定制度のホームページ等で認定商品をPRします
- 認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入することができます
- 認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価します（トライアル発注事業）※物品の借入は対象外

## 留意事項

- (1) 本制度による認定は、認定商品の品質等を東京都が保証するものではありません。
- (2) 本制度による認定は、認定商品を東京都が購入・借入することを約束するものではありません。
- (3) 申請書類に含まれる個人情報、本制度に関してのみ使用します。ただし、ご同意いただける場合には、今後、東京都が行う各種事業のご案内を送付することがあります。
- (4) 申請書類に含まれる著作物等の著作権は東京都に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、東京都はこれを無償で使用できるとします。
- (5) 審査の途中経過及び審査結果に関するお問合せには一切応じかねますので、予めご了承ください。
- (6) 東京都及び審査会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (7) 特許権・意匠権・商標権・著作権等の知的財産に関する責任、品質や安全性等に関する責任は、本制度において認定した事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害等重大な障害があることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。
- (8) 自社又は販売代理店等の関連企業が、本制度による認定を投資の勧誘など、認定商品の販売促進以外の目的で使用した場合、認定を取り消すことがあります。